平成２２年（フ）第２５９８号
神奈川県大和市鶴間２―11―32、住民票上の住所横浜市港南区上永谷３丁目17番19号
債務者　高橋　義隆
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　破産債権の届出期間　平成22年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月17日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４４号
横浜市西区戸部本町36番７号
債務者　四家　浩一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博道
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月17日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４号
千葉県四街道市鹿渡1133番地18
債務者　杉田　藤郷
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中溝　明子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月19日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９３号
千葉県東金市道庭852番地５
債務者　山田　龍成
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　裕治
4　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５３号
三重県度会郡大紀町大内山3124番地１　伊良野第２団地105号室
債務者　伊藤　木綿
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０２号
三重県伊勢市東大淀町45番地９
債務者　土屋　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７５０号
兵庫県姫路市的形町的形1255番地、従前の住所兵庫県たつの市新宮町新宮117番地
債務者　川角　都子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３４９号
広島市南区大州３丁目９番27号
債務者　平田　國男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６６号
長崎県長崎市京泊３丁目13番78号
債務者　山道　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　久嗣
4　破産債権の届出期間　平成22年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５０７号
大阪市港区波除２丁目４番23―905号
債務者　川口　陽子（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北見　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８９号
大阪府池田市石橋１丁目22番12―104号　田中方、住民票上の住所大阪府箕面市瀬川５丁目３番25―107号
債務者　山本　　周
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９１号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―207号
債務者　松本　静江
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥津　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９２号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―207号
債務者　松本　和久
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥津　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字山神25番地
債務者　塚中　俊久
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市下地字川満1684番地１　市営川満団地２棟３―Ｃ
債務者　梶川　真吾
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新畑　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
那覇地方裁判所平良支部